

平成23年9月より、厚生年金保険料率が変わります

厚生年金保険の保険料率が、平成23年9月分（同年10月納付分）から0.354%引き上げられ、**16.412%**に改定されます。今回、改定された厚生年金保険の保険料率は「平成23年9月分（同年10月納付分）から平成24年8月分（同年9月納付分）まで」の保険料を計算する際の基礎となります。

今回の主な変更点は、以下の通りとなります。

平成23年9月分からの保険料率

単位：%

	健康保険 [福岡県]		介護保険		合計 (健保+介護)		厚生年金保険 [一般]	
	被保険者	会社	被保険者	会社	被保険者	会社	被保険者	会社
40~64歳	9.58		1.51		11.09		16.412	
	4.79	4.79	0.755	0.755	5.545	5.545	8.206	8.206
40歳未満 又は 65歳以上	9.58		-		9.58		16.412	
	4.79	4.79	-	-	4.79	4.79	8.206	8.206

(※) 健康保険・介護保険の料率は、今回は変更ありません。

(※) 上記の保険料率（健康保険・介護保険）は、福岡県のものであります。

平成23年9月分以降の「標準報酬・保険料 月額表」と、「保険料一覧表」を同封しておりますので、ご参照ください。

雇用を増やした企業に対する税制優遇制度が創設されました

平成23年度の税制改正により、新しく「**雇用促進税制**」が創設されました（詳細は別紙参照）。

雇用促進税制とは、前年より従業員を一定以上増やす等の要件を満たした事業主が、法人税（または所得税）から**雇用増加数1人あたり20万円の控除**を受けることができる制度です（ただし、当期の法人税額の10%（中小企業は20%）を限度としています）。

簡潔にいうと、一定の要件をクリアすれば、**法人税等を減額することができる制度**ということになります。

なお、当該制度の適用を受けるためには、管轄のハローワークに**事前に「雇用促進計画」**の提出を行い、要件についての確認を受け、その際交付される**雇用促進計画の達成状況を確認した旨を記載した書類の写しを確定申告書に添付する必要があります**。また、提出期限は事業年度開始後**2カ月以内**（平成23年4月1日～8月31日の間に事業年度を開始する企業は**10月31日まで**）なので注意が必要です。

税務、会計に関する情報は最寄りの税務署や税理士へ、雇用促進計画については当事務所までお気軽にお問い合わせください。